

## 班長の活動

- 1, 会員数の確認等 名簿に基づき、会員調査を行う。氏名（世帯主）、住所、電話番号等を確認し非会員の軒数と併せてブロック長に報告する。
- 2, 町内会費の集金 町内会費は月額 600 円。（運営費 350 円、排雪費 250 円）  
第1四半期（4 ～ 6月）1, 800円  
第2四半期（7 ～ 9月）1, 800円  
第3四半期（10 ～ 12月）1, 800円  
第4四半期（1 ～ 3月）1, 800円  
・各四半期の中間月の15日までに集金する。（5・8・11・2月）  
・集金は各戸を訪問しに配布されている領収書に捺印、班長控えに記入、会費は報告書とともにブロック長に収める
- 3, 回覧の手配と実施 市等の広報物、町内会のお知らせ文書の回覧手配と実施
- 4, その他
  - ・敬老の日にお祝いを配布（75, 88 歳）
  - ・班長会議（年2回）への出席
  - ・自主防災、福祉の町の推進
  - ・町内清掃（春、秋実施、午前9時集合）
  - ・不幸があった場合、ブロック長に連絡
  - ・街路灯が消えている場合、街路灯にある番号等をブロック長に連絡
  - ・その他町内会の行事参加、ブロック長からの依頼への協力\*班長の任期は1年間とし、特別の理由がない限り回覧版順に引き継ぐ